長浜市告示第１３６号

長浜市潜在介護専門人材再就職支援事業補助金交付要綱（令和４年長浜市告示第151号）の一部を次のように改正する。

令和７年３月３１日

長浜市長　浅見　宣義

第２条第１号中「及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。第８号において「障害者総合支援法」という。）」を「、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）」に改め、「施設」の次に「（児童福祉法に基づくものにあっては、障害児通所支援事業を実施する事業所又は施設に限る。）」を加え、同条中第７号から第９号までを削る。

第３条中「この要綱による」を削り、同条第３号中「離職した日から、再就職する日」を「勤務していた福祉事業所を離職した日から再就職した日」に改め、同号ただし書を削り、同条第４号及び第５号を次のように改める。

(4) 市内の福祉事業所に介護職員等として週２０時間以上勤務していること。

(5) 補助金の交付申請時において、同一福祉事業所に３か月以上継続して勤務し、かつ、引き続き勤務する意思を有していること。この場合において、勤務先の福祉事業所から当該福祉事業所を運営する者が運営する市内の別の福祉事業所への勤務地変更については、同一福祉事業所に継続して勤務しているものとみなす。

第５条第１項中「次条において」を「以下」に、「就職した日から１年を経過する日の属する年度内」を「申請者が就職した日の３か月後の日から当該申請者が就職した日の１年後の日が属する年度の末日まで」に改める。

第８条を第９条とし、第７条の次に次の１条を加える。

（補助金の交付決定の取消し及び不当利得の返還）

第８条　市長は、偽りその他不正の手段により補助金を受けた者に対し、第６条第１項の規定による交付決定を取り消し、交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

附則第２項中「令和７年３月３１日」を「令和１０年３月３１日」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第８条の規定は、同日後も、なおその効力を有する。

様式第１号中「（令和４年４月１日以降であること。）」を削る。

附　則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。ただし、附則第２項の改正規定（同項にただし書を加える部分を除く。）は、令和７年３月３１日から施行する。